

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	羽曳野市 (272221)
地域名 (地域内農業集落名)	壺井・通法寺地区 (壺井・通法寺)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	31.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	21.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	9.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.1 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	16.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	7.2 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

壺井・通法寺地域は羽曳野市南東部に位置しており、富田林市との市境の地域である。主に水稻栽培が行われているが、一部本市の特産品である「ぶどう」も栽培されている。当該地域は「河内源氏発祥の地」と呼ばれ、壺井八幡宮、通法寺跡、源氏三代墓といった史跡やお墓があり、歴史とも関わりが深い地域である。

当該地域東部の一部の農地についてはぶどう栽培の担い手が減少しているため、原野化(山林化)が進んでいる。山林化の影響で貸借できる農地が少ないことから担い手が新規参入しやすい地域ではなく、農業従事者の高齢化も加わって後継者不足問題にも直面している。

当該地域の農地は全てが接道しているわけではないため利用実態が悪い農地が存在し、農道についても一部整備が必要である。

また農地周辺は山林があることからイノシシがよく出没し、圃場荒らしや農作物被害が多発している。

水源についてはファブリダムが機能しているため確保出来ているが、設置から34年経過しているため、今後経年劣化が進めば当該地域に給水できなくなることが懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農業従事者の高齢化及び後継者不足により担い手が不足する当該地域では耕作しなくなった農地は地域が協力して出来る限りまとまった(集約した)状態で貸借することを目標とし、その情報を市のHPを通じて発信することで地域外からの新規参入者の誘致を図る。

その仕組みの構築や必要な整備の検討のため、今後も地域での話し合いを継続する。

イノシシがよく出没する地域であるため、農地を荒らされないよう柵、檻の増設を視野に入れて国庫補助事業の活用を検討する。

ファブリダムの機能不全は当該地域において死活問題であるため、機能不全に陥る前に農業農村整備事業や代替措置等について事業実施を目指す。

上記でも取り上げたとおり当該地域は歴史と関わりが深い地域であるため、史跡やお墓周辺の一部の農地については文化財の情報を発信できるような公園としての利用を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
壺井・通法寺地区の農地利用は認定農業者・認定新規就農者などの中心経営体及びこれらを目指す者、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に集積・集約を行い、中心経営体(担い手)の受入れを促進する。 営農継続や耕作が難しくなった農地については、遊休農地化しない取組みとして、中心経営体へ貸出しを申出ていただけるよう、農業委員とも連携を図る。					
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	2	%	将来の目標とする集積率	40	%
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標					
担い手が利用する農地面積の筆数及び面積は4筆で約0.6ha(令和6年度時点) 意向調査にて貸付意向が判明した農地を中心に地域が協力して3の(2)の取組みを行いながら、10年後の令和16年度までに中心経営体及び新規参入者に集積し、農地の集約率向上を図る。					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
壺井・通法寺地区の農地利用は認定農業者、認定新規就農者及びこれらを目指す者の他、当該地域に新規参入を希望する若手農家や農業法人等に優先的に集積・集約する。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
貸借意向の農地について、1筆ごとに貸借の手続きを進めるのではなく、出来る限り地域で協力し周辺の農地も併せて貸借できるよう市・みどり公社と連携し、集約化した状態の貸借を目指す。	
(3) 基盤整備事業への取組	
担い手への集約や新規参入を進めるため、必要な基盤整備を検討するとともに、今後もファブリダムの状態を経過観察しながら、本市・大阪府と情報を共有し、基盤整備事業の実施について検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
(2)の情報を本市のHPで情報を発信することで、地域外からの新規参入者確保を図る。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

【①鳥獣被害防止対策】
イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を増設できるよう国庫補助事業の活用を検討し、目撃情報や被害情報があつた場合には速やかに対応できる体制の構築を目指す。
猟友会による捕獲檻の設置及び当該地区の見回りにより、有害鳥獣の捕獲及び被害防止を継続する。

【⑦保全・管理等】
当該地域の一部の農地については文化財の情報を発信する公園として利用実施を目指す。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	果樹	0.2 ha	ha	果樹	0.2 ha	ha	A	
認農	B	果樹	0.3 ha	ha	果樹	0.3 ha	ha	B	
認農	C	水稻	0.1 ha	ha	水稻	0.1 ha	ha	C	
認農	D	果樹	0 ha	ha	果樹	0.1 ha	ha	D	
認就	E	果樹	0 ha	ha	果樹	0.6 ha	ha	E	
認就	F	果樹	0 ha	ha	果樹	0.4 ha	ha	F	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		0.6 ha	0 ha		1.7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。